

共同生活の秩序維持に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、千葉ニュータウン原山レジデンス管理組合規約第20条の規定に基づき、住宅及び管理対象物の管理又は使用に関し組合員及び占有者(以下「組合員等」という。)が守るべき事項について定めることを目的とする。

(性格)

第2条 この協定は、「建物の区分所有等に関する法律」(昭和37年法律第69号)第65条に定める「規約」とする。

(禁止事項)

第3条 組合員等は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 小鳥及び魚類以外の動物を飼育すること。但し、居住者の生活環境に影響を及ぼさない範囲の小動物で、第4条の規定に基づき理事会が承認した場合は除く
- 二 敷地を個人使用すること(専用庭及び駐車場を除く。)
- 三 建物の階段室その他共用の場所に私物を置くこと(ただし、第4条の規定に基づき理事会が承認した場合を除く。)
- 四 近隣の迷惑となる言動を行い、又は騒音、悪臭、煤煙等を発すること
- 五 所定の投棄方法、区分等によらないでじん芥を処理すること
- 六 所定の排水方法によらないで洗濯用水等を排水すること
- 七 バルコニー、外壁面より外側に洗濯物等を干し、又はバルコニーの手すりに植木鉢を置くこと
- 八 バルコニーに土砂を搬入し、花壇等をつくること
- 九 住宅前の道路その他組合が禁止する場所に駐車すること
- 十 その他前各号に準ずる行為で、理事会が禁止した事項

(承諾事項)

第4条 組合員等は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、理事会に届出て書面による承認を得なければならない。

- 一 住宅の一部を定期的に開く、各種教室等の用途に利用すること
- 二 住宅等に広告物を掲示し、又は表示すること
- 三 屋根に登ること
- 四 建物の階段室その他共用の場所に私物を置くこと
- 五 犬、猫を飼育しようとする事
- 六 兎、モルモット、フェレット、プレーリードッグ、及びリス、その他これに類する小動物を飼育しようとする事
- 七 前号第五号、第六号に掲げた小動物以外で理事会が別に定めた小動物を飼育しようとする事
- 八 その他前各号に準ずる行為で、理事会が指定した事項

(通知事項)

第5条 組合員等は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、書面により理事会に通知しなければならない。

- 一 住宅を貸与すること

- 二 組合員等が引続き3カ月以上住宅に居住しないこと
- 三 その他前各号に準ずる行為で理事会が指定した事項

(違反に対する措置)

第6条 理事長は、組合員等がこの協定の定めに違反したときは、理事会の決議に基づき当該組合員等に対し区分所有法の第57条から第60条による必要な措置をとることができる。

(調 査)

第7条 理事会は、この協定の施行に必要な限度において、当該組合員等が行う第4条に掲げる行為について調査を行うことができるものとし、組合員等はこれに協力しなければならない。

(入居者名簿)

第8条 組合員等は、入居後速やかに別に定める入居者名簿を理事会に提出するとともに、その記載内容に変更があった場合は、速やかに理事会に届出なければならない。

(附 則)

この協定は、昭和63年8月20日から施行する。

※ 平成15年5月18日 第1回規約改定

※ 平成24年5月20日 第2回規約改定

令和6年(2024年)5月12日改定